

## 生命保険のご契約者への特別措置について

弊社では、この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受け保険料のお支払いが困難になるお客様のご契約について以下の特別措置を実施しております。

### 1. 払込猶予期間延長

お申し出があった場合において、2020年9月30日までの範囲で、保険料の払込猶予期間を延長いたします。

なお、特別措置適用期間末までに、未払保険料は一括で払込いただくことになります。

### 2. 契約者貸付制度に関する特別な取扱い

契約者貸付制度とは、一時的に資金が必要のときに、解約返戻金の一定範囲内でお貸しする制度です。

お貸しできる金額は、ご契約内容、ご契約年数等により異なります。

令和2年3月18日以降のお申分について、契約者貸付金の利率を令和2年9月30日まで0%とします。

(ご注意) 契約者貸付制度を取り扱っていない商品は適用対象外です。また、新変額保険・変額保険・変額個人年金保険の一部の商品は、契約者貸付制度のご利用はいただけますが、利率0%の適用対象外となります(ただし、払済保険への変更後は、利率0%の適用対象となります)。

令和2年10月1日以降は貸付金に利息が付き、将来の返済額は徐々に大きくなります。

#### ・特別措置の申出者の範囲

下記の範囲でご契約者以外(代理人)からのお申し出も対象とします。

(個人契約)

- (1) ご契約者本人
- (2) 配偶者
- (3) 親・子

(法人契約)

当該法人のご担当者

※今回の新型コロナウイルスの特別措置であり、従来の「代理人規定」を変更するものではありません。

<お手続き方法について>

お客様から、ご契約者専用の番号に電話していただければ、電話での受付が可能となり、迅速な対応ができます。

ご契約者専用（証券番号が「イ」や「オ」等の~~かけ~~で始まるご契約）

TEL 0120-560-834

受付時間

平日 9:00～18:00

土曜 9:00～17:00

（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

ご契約者専用（証券番号が数字で始まるご契約）

TEL 0120-652-104

受付時間

平日 9:00～17:00

（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

その際には必ず「コロナの影響による」とコメントをしてください。

※①コメントがない場合は通常受付（書類やり取り）となり、時間がかかります。

②代理店経由の場合も書類受付となります。